

# 基 本 計 画

# 目 次

## 第1章 共生ゾーン基本計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の位置づけ	1
3	計画策定の基本的な考え方	1
4	計画の目標年次	2

## 第2章 人と自然との共生ゾーン

1	農業・農村地域の位置づけ	3
2	農業・農村をめぐる近年の情勢変化	3
3	農業・農村地域の現状	5
4	人と自然との共生ゾーンの基本理念	8
5	人と自然との共生ゾーンの指定	9

## 第3章 活力と魅力にあふれた快適農村空間の形成

1	神戸の農業の将来の姿	10
2	推進の方向性	10

## 第4章 計画の実現に向けて

1	実現に向けた役割	13
2	計画の実現を目指して	14

# 第1章 共生ゾーン基本計画の策定にあたって

## 1 計画策定の趣旨

神戸市では、市内の農業・農村地域において、秩序ある土地利用の計画的推進及び里づくり協議会による里づくり計画の作成などを行うことにより、農村環境の整備等を進め、自然と調和し、快適で魅力にあふれた都市の実現を図ることをめざして、平成8年4月に「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」を制定しました。

市内の農業・農村地域は、「新鮮で安全な農産物の供給」、「自然と緑の保全管理」などの多面的な機能を果たすとともに、農村歌舞伎舞台などの建築物や伝統的な催事などの農村文化を守り育てる貴重な空間となっています。

この貴重な空間を、整備、保全、活用しながら、次世代の市民に伝えていくことは、私たちの大切な責務です。

ところが、本市の人口は平成23年をピークとして、徐々に減少を続けています。農業・農村地域ではそれ以前から減少が進んでおり、少子・高齢化も進展しています。

その一方で、ライフスタイルの多様化等により、都市部の住民が農村地域の豊かな環境に興味を持ち、農村地域へ移住する希望者が増加しています。

そこで、平成26年度より新たな人を農村地域に呼び込み、都会の便利さと田舎の心地よさを兼ね備える「神戸・里山暮らし」の実現を目指して、様々な取り組みを始めています。

この人と自然との共生ゾーン基本計画（以下「共生ゾーン基本計画」という。）は、人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例第6条第2項の規定に基づき、人と自然との共生ゾーンの「基本理念」、「指定の目的」及び「整備、保全及び活用の目標」などについて定め、全ての市民と市が協働して、農村環境の整備等を図ることを目的として策定します。

## 2 計画の位置づけ

平成27年度に策定する「神戸2020ビジョン」では、「様々なライフスタイルを実現できる住まいづくり」及び「農漁業の活性化」のなかに、「神戸・里山暮らし」が位置づけられています。その実践にあたって、共生ゾーン基本計画において、農業・農村地域のまちづくりの方向性を明らかにします。

## 3 計画策定の基本的な考え方

### (1) 各種法令及び各種計画との整合性

共生ゾーン基本計画の策定及びこの計画に基づく取り組みにあたっては、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、農地法及び森林法などの各種法令並びに都市計画及び農業振興地域整備計画などの各種計画に基づく、規制、誘導及び事業推進の趣旨を尊重し、整合を図ります。

### (2) 地域資源の保全及び活用

農業・農村地域の持つ多面的な機能を維持し、独自性をいかした個性ある地域づくりを進めるため、田畑・用水路・ため池・河川・里山などの地域資源の保全と活用を図ります。

### (3) 役割分担と協働の取り組み

農業・農村地域の良好な環境や多面的な機能をこれからも維持し、快適で活力と魅力にあふれた地域づくりを進めます。そのため、人と自然との共生ゾーン内で生活する住民（以下「地域住民」という。）・市街地で生活する住民（以下「都市住民」という。）・事業者・市がそれぞれの役割を十分認識し、お互いの立場を尊重しながら協働して事業に取り組めます。

## 4 計画の目標年次

この計画の目標年次は、2020年度（平成32年度）とします。

## 第2章 人と自然との共生ゾーン

### 1 農業・農村地域の位置づけ

神戸では、「都市」、「緑地」及び「農村」の3つの土地利用がうまく組み合わせあって、魅力的な都市空間が形づくられています。

「都市」は、六甲山南側の旧市街地及び西神・北神地域の市新街地であり、都市計画においては、市街化区域に指定され、市域の約3分の1の面積を占めています。

「緑地」は、六甲山系、丹生山系及び雄岡山・雌岡山などの山林の区域であり、「農村」は、西神、北神地域の農業振興地域とそれを取り巻く里山の区域で、いずれも都市計画では、市街化調整区域に定められており、両方合わせて市域の約3分の2の面積を占めています。

「緑地」については、平成3年4月に「緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例」を制定し、「緑地」における今後の保全及び適正な利用の方向を明らかにしました。

都市計画法においては、市街化区域は、用途地域の指定や都市施設の整備などにより、整備、開発及び保全の方向が明らかにされていますが、市街化調整区域については、「市街化を抑制すべき区域」とするのみで、土地利用の方向は、明確に示されていません。

このため、神戸市は、平成8年4月に「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」を制定し、「新鮮で安全な農産物の供給」、「憩いと安らぎの場の提供」など様々な面で市民生活にかけがえのない役割を果たしている「農村」について整備、保全及び活用の方向を明らかにしました。

さらに、条例制定から20年近くを経て、農業・農村地域の人口減少の加速等の社会経済情勢の変化や、それに伴うより一層の「農村」の活性化の必要性を鑑みて、平成27年度に「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」の一部改正に取り組み、農村地域における定住起業促進及び里づくり協議会の取り組みの支援強化等の方向性を打ち出しています。

神戸の魅力的な都市空間を構成している「農村」を整備、保全及び活用することが、神戸の基本理念である「世界とふれあう市民創造都市」の実現を図るうえで不可欠です。

### 2 農業・農村をめぐる近年の情勢変化

#### (1) 新たな食料・農業・農村基本計画

国において、「強い農業」と「美しく活力のある農村」の実現に向け、新たな「食料・農業・農村基本計画」が平成27年3月に決定されました。この計画では、食料自給率の目標を平成37年度（2025年度）には45%とし、食の安全と消費者の信頼を確保するなどの食料の安定供給の確保に関する施策、担い手の育成・確保、経営所得安定対策など農業の持続的発展に関する施策、多面的機能支払制度、農村への移住・定住等の促進などの農村の振興に関する施策など、「産業施策」と「地域施策」を車の両輪とする政策体系が明示されました。

#### (2) 食料の安定供給の確保

食品の安全確保と、食品に対する消費者の信頼の確保に向けた取り組みを推進するとともに、食育の推進、国産農産物の消費拡大（地産地消）等を推進し、さらに農業や食品産業が、消費者ニーズへの的確な対応や新たな需要の取り込み等を通じて、6次産業化、農水産物の輸出等の取り組みが促進されます。

### (3) 農業の持続的な発展

力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手を育成・確保し、経営所得安定対策を推進するとともに、農地中間管理機構等による担い手へ農地集積・集約化を推進し、農地の保全をはかります。

### (4) 農村の振興

農業・農村地域は、食料を供給する役割だけでなく、その活動を通じた国土の保全や水源のかん養、地球温暖化対策や生物多様性の確保につながる自然環境の保全、良好な景観の形成及び文化の継承など、様々な役割を果たしています。

水路の泥上げや農地法面の草刈りなどの地域の共同活動や、農道や水路補修などの向上活動に対する支援が平成 19 年度から実施され、平成 27 年 4 月に「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」が施行され、「多面的機能支払交付金」はこの法律に基づき実施されています。

近年、台風や集中豪雨による自然災害が増加しており、農地や農業用施設の災害を未然に防止することが重要になっており、老朽ため池の整備等のハード整備を行うとともに、ため池等の管理者への適正管理の指導等のソフト対策を行うことにより災害の未然防止又は被害の最少化を図り、地域の防災安全度を向上させる取り組みが求められています。

### (5) 田園回帰の動き

近年、価値観やライフスタイルが多様化する中で、農業体験やイベントへの参加など、都市住民からの農業・農村に対する期待が高まっています。内閣府の農山漁村に関する世論調査（H26.6）によると、都市住民の中で農山漁村地域に定住してみたいという願望のある方の割合が 31.6% となり、10 年前（H17.11）に比べると 11% 増加しています。

今後、都市農村交流の促進、多様な人材の都市から農村への移住・定住、都市農業の振興等が求められています。

### (6) 農地法など関連法案の改正

平成 21 年 12 月に「農地法」などが改正され、企業の農業参入における規制の緩和など農地の最大限の利用と、併せて農地の転用規制の強化による優良農地の確保などが打ち出されました。

また、地方分権第 5 次一括法による改正農地法に基づき、平成 28 年 4 月からは、農地転用許可に係る指定市としての指定を受け、国・県から農地転用許可の権限移譲を受け、より地域が主体となった農地利用や地域づくりを進めていきます。

### (7) TPP（環太平洋パートナーシップ）協定

TPP は、太平洋を囲む国々が工業製品や農作物などの関税を撤廃し、自由な貿易を実現しようとする協定です。協定は物品の関税撤廃だけでなく、投資、競争、知的財産、金融サービス、政府調達など非関税分野のルール作りを含む 21 分野 31 項目に分かれています。平成 27 年 10 月に、大筋合意が得られています。

市としては、TPP 交渉における合意内容を踏まえ、国の支援策のなどについて、迅速な情報の把握に努めて、適切な対応を行う必要があります。また、TPP における関税撤廃等の発動時期に関わらず、国内における産地間競争に打ち勝ち、神戸ビーフをはじめとする神戸産農水産物のブランド力強化などを進めていく「食都神戸 2020」構想の推進と地域農業を守り、担い手を確保していく「神戸・里山暮らし」を中心とする事業を強力に展開していく必要があります。

### 3 農業・農村地域の現状

#### (1) 統計でみる神戸の農業・農村

##### ① 農家戸数

農家戸数については、10年前の平成17年と平成26年を比較すると、平成17年を100%とした場合、平成26年は99%となっていますが、ここ10年の動向をみると、ほぼ横ばいの状況となっています。

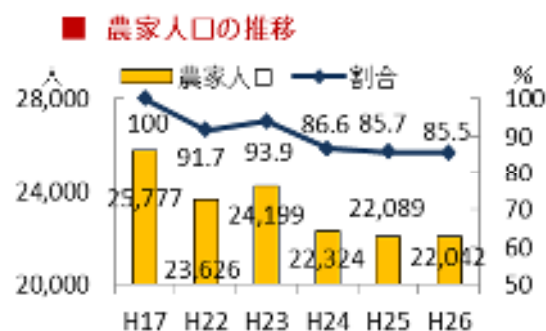
この要因としては、年々新規参入者（年平均51名）が増えているものの、高齢化に伴い廃農している農家が若干多いものと推察されます。



##### ② 農家人口

農家人口については、平成17年を100%として平成26年と比較すると、平成26年は85%となっています。

また、区別でみると、平成17年を100%とした場合、北区84%、西区86%、須磨区84%、垂水区71%となっています。



##### ③ 農地面積の推移

農地面積については、平成17年を100%として平成26年と比較すると、99%となっています。また、市街化区域においては、生産緑地の指定割合が47%となっており、生産緑地以外の農地の宅地化が進んでいます。



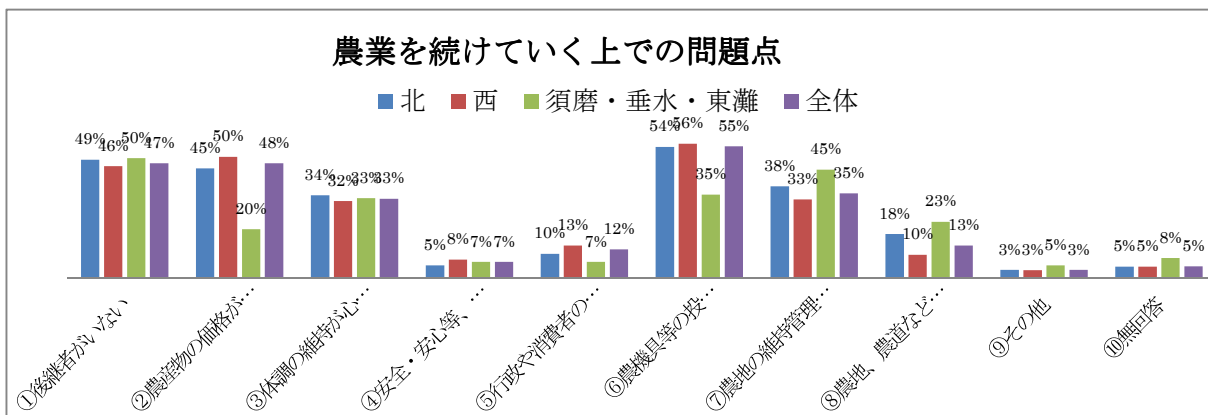
##### ④ 農業産出額の推移

農業産出額については、平成17年を100%として平成25年と比較すると、合計額では、8%の増となっています（156億円→170億円）。品目別では、野菜の増加率が大きく48%増となっています（52億円→77億円）。その他の品目においては微減となっています。

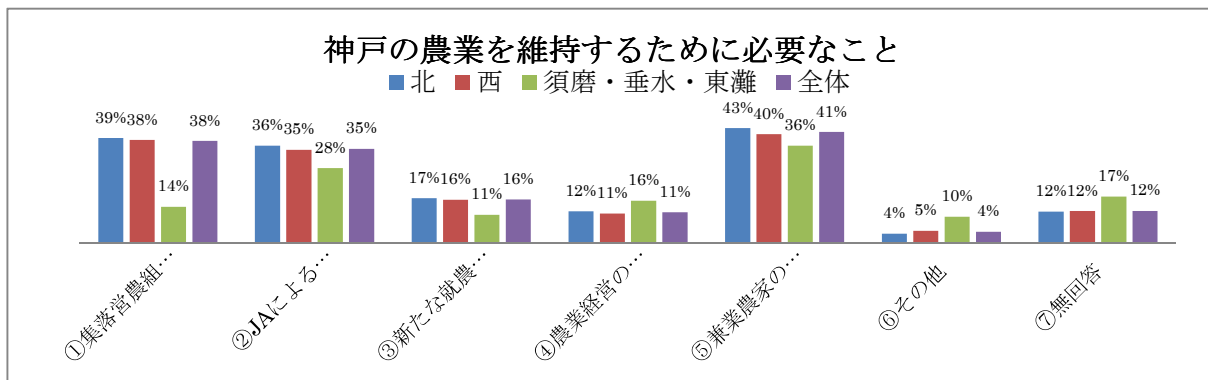
## (2) アンケートから見る神戸の農業・農村

平成27年2月に市内農業者（6,380名中回答5,019名）を対象として実施。

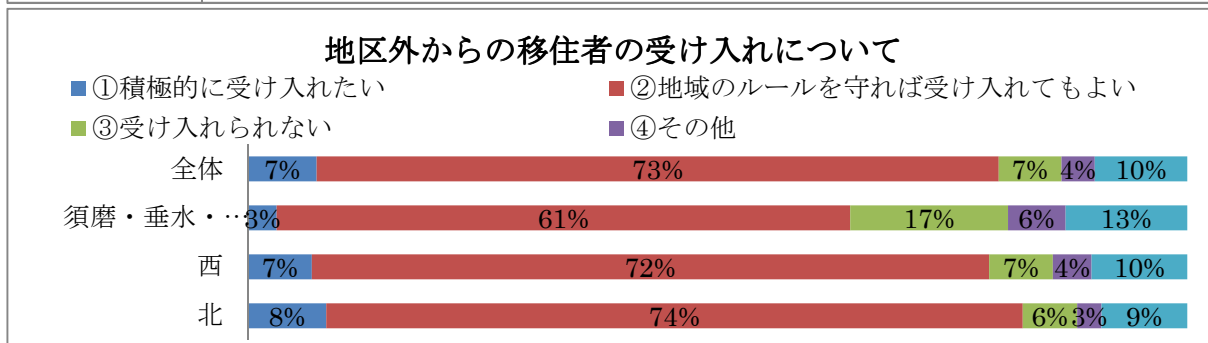
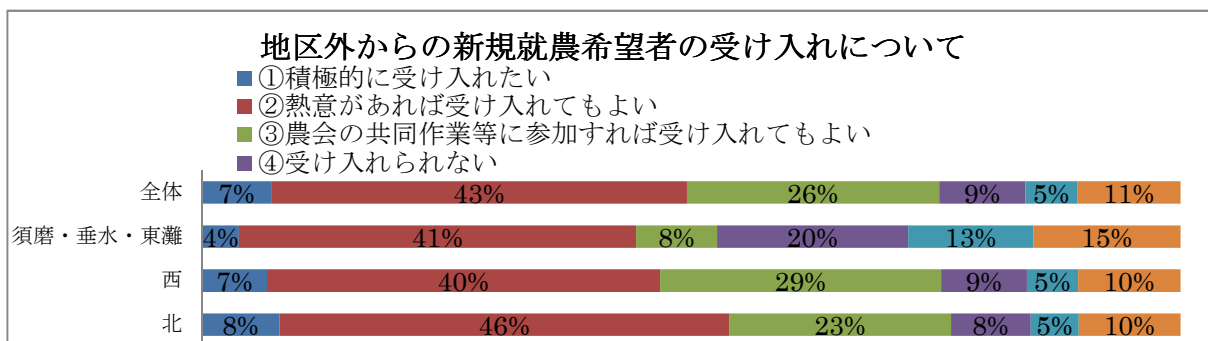
- ①農業（営農）については、現状維持の意向が多く（58%）、農業用機械・設備支援、農業後継者の確保、集落営農組織の育成支援、農地・農道等の管理支援が求められています。



- ②農村地域の活性化については、高齢化が進むなか、兼業農家に対する支援、公共交通機関の利便性向上と子育て・教育環境の整備、規制緩和等の行政の支援を期待されています。



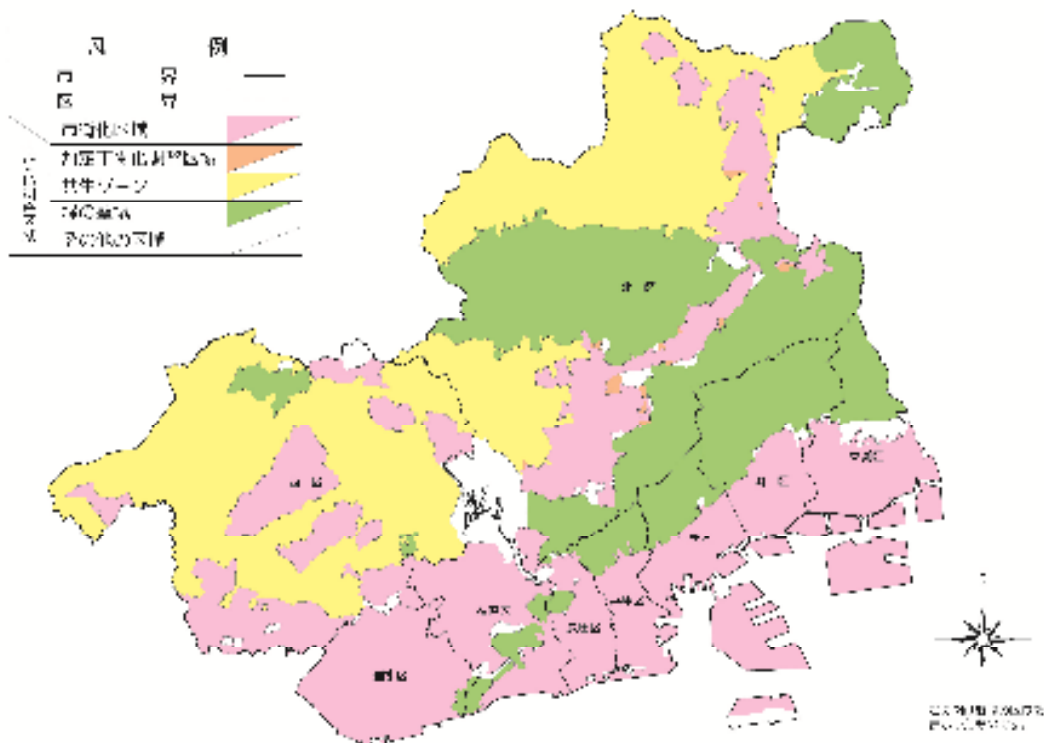
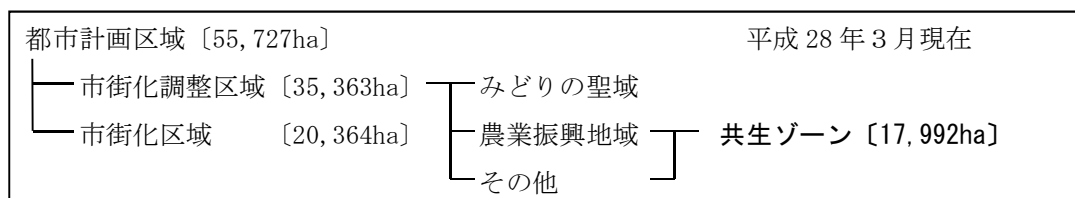
- ③集落としては、高齢化が進み、後継者不足から、新規参入等の新たな担い手の受け入れ意識が前回調査と比べて容認傾向となっています。地区外からの移住者の受け入れについては、条件付きを入れると80%が容認するとなっています。





(3) 人と自然との共生ゾーンの形成

- ① 平成8年に制定された「共生ゾーン条例」に基づき、地域住民の協働と参画による「里づくり」に取り組んでおり、地域の活性化、農業の振興、秩序ある土地利用、生活環境の整備及び農村景観の保全などを進めています。
- ② 西北神地域の農業・農村地域を「人と自然との共生ゾーン」として位置づけ、「農村用途区域」、「農村景観保全形成地域」を指定し、里づくりを推進しています。
- ③ 里づくりについては、平成28年3月現在、集落の95%（159/167集落）で里づくり協議会が設立され、56%（93/167集落）で里づくり計画が策定されています。
- ④ 里づくり計画の実現に向けて、地域の特色を活かした、都市住民との交流による地域の魅力の発信や、地域活性化の取り組みを行う「里づくり支援事業」や、国県補助事業などを活用した事業が実施され、集落営農組織の設立や地域の特産品づくり、直売所の開設、地域資源を活かしたウォーキングイベントの開催、里山を活かした美しい農村景観の再生などといった取り組みが着実に進みつつあります。



#### 4 人と自然との共生ゾーンの基本理念

農業・農村地域の持つ「新鮮で安全な農産物の供給」、「憩いと安らぎの場の提供」などの多面的な機能は、言うまでもなく、農業・農村地域に住む人々が永年にわたり、農業生産や生活の営みを通して、自然と良好な関係を保つことによって実現されてきたものです。

そして、それらの多面的な機能が、地域住民はもとより、全ての市民にもたらす様々な恵みを、次世代の市民に引き継いでいくことが大切であり、将来にわたって、活力ある農業が営まれ、快適で豊かな生活を送ることができる、活力と魅力にあふれた地域社会をつくらなければなりません。

また、農業・農村地域に住む地域住民やそこを訪れる都市住民などの「人」と田畑・里山・川とそこに生息する動植物、及びそれらが巧妙に形づくる景観などの「自然」が良好な関係を保っていることが必要です。

そして、このような農業・農村地域を実現するには、地域住民の主体的な取り組みと併せ、都市住民・事業者・市を含めた協働の取り組みを進めることが必要です。

そこで、私たちは、「人と自然とが共生する持続的農業・農村地域」を、人と自然との共生ゾーンの基本理念として、整備、保全及び活用の取り組みを進めていきます。

## 5 人と自然との共生ゾーンの指定

人と自然との共生ゾーンは、農業・農村地域の持つ多面的な機能の整備、保全及び活用を図りながら、農業の振興、農村の活性化などを行おうとするものです。

このため、次に掲げる要件のすべてに該当する区域を人と自然との共生ゾーンとして指定します。

- (1) 都市計画法第7条第1項の市街化調整区域であること
- (2) 緑地の保全、育成及び市民利用に関する条例第4条第1項の緑地の保存区域等でないこと
- (3) 農業・農村地域が持つ、次に掲げる機能を効果的に発揮させるために、一体的に整備、保全及び活用を図るべき区域であること

### ア 新鮮で安全な農産物の供給

神戸の農業は県下有数の生産規模を誇っており、市民に対して、新鮮で安心・安全な農産物などを供給しています。

### イ 快適な住環境の提供

地域住民に対しては、市街地とは違った豊かな自然に囲まれた快適な住環境を提供しています。

### ウ 豊かな自然環境の保全

永い間に生まれ受け継がれてきた緑豊かな農地や山林などにより、生態系の維持や大気、水質の浄化が図られ、穏やかな気候となり、風水害などの自然災害の発生が未然に防がれています。

### エ 憩いと安らぎの場の提供

四季折々に変化する美しい景観があり、豊かな自然環境に恵まれた農業・農村地域は、憩いと安らぎの場を提供する貴重な空間となっています。

近年、都市においては、余暇時間の増大や価値観の多様化により、ゆとりある生活や自然とふれあいを求める人が増えてきており、精神面、健康増進面において、大きな役割を果たしています。

### オ 幅広い教育環境の提供

緑豊かな農地や山林に囲まれた農業・農村地域は、人と環境との係わりについて理解を深め、豊かな自然や快適な環境の価値についての認識を高める役割を果たしています。

次世代を担う子供たちには、農業体験実習などを通じてみずみずしい感受性を刺激し、様々な発見の中から好奇心を育て、想像力を育成することに結び付くような、幅広い自然とのふれあいの機会を提供しています。

### カ 伝統的な地域文化を継承する機能

神戸の農業・農村地域には、歴史の中で守り、育てられてきた数多くの文化財があちこちで見られます。その中でも、周辺の自然環境ととけあった社寺建築とその境内や農村建築により形成される集落などは、地域の伝統文化を現代に継承しています。

また、これらの伝統的な空間とともに、守り育てられてきた、様々な祭りや芸能なども市民にとって貴重な財産となっています。

## 第3章 活力と魅力にあふれた快適農村空間の形成

### 1 神戸の農業・農村地域の将来の姿

2020年（平成32年）は、豊かな自然環境の中で、生産者と消費者、都市と農業・農村地域などの連携が強化され、神戸の特性や地域性を十分に活かした「神戸らしい農業」がいきいきと展開されています。

「食」を軸とした新たな都市戦略「食都 神戸 2020」構想の実現に向けて、神戸産農水産物のブランド化を推進するとともに、農漁業者・企業・大学（若者）の連携による神戸農水産物の新たな「ものづくり」と「ネットワークづくり」などに取り組み、観光客の増加や担い手の育成が図られています。

また、農村の活性化をめざして、都市住民と農業・農村のマッチングや規制緩和により、空き家や茅葺き民家などの地域資源を活用し、農家レストラン・カフェなどの交流施設の立ち上げや、空き家への移住・起業を進め、一時的な訪問・交流から神戸ならではの「神戸・里山暮らし」が具体化されています。

さらに、農村地域については、緊急時の一時避難や食料供給の場として保全・活用されるとともに、都市部との交流が進み、災害時に支援できる人と人とのつながりが創造されています。

「人と自然との共生ゾーン」においては、地域住民の主体的な取り組みと併せ、都市住民・事業者・市を含めた協働の取り組みが進み、人と自然とが共生する持続的農業・農村地域が形成されています。

### 2 推進の方向性

これまで進めてきた「秩序ある土地利用の計画的推進」、「美しい農村景観の保全及び形成」「住民が主体となった里づくり」、の3本柱に加えて、「地域の個性を發揮した農村定住起業の展開」を取り組みの軸としていきます。

#### （1）秩序ある土地利用の計画的推進

土地利用規制は、共生ゾーンを農業保全区域・集落居住区域・環境保全区域・特定用途区域の4つの農村用途区域と、これに重ねる農村景観保全形成地域を指定し、これらの区域内で土地利用行為をしようとする者に届出の義務を課しています。

農村用途区域は、土地利用の混在化により生じる摩擦を解消し、農村のもつ多面的・公益的機能の維持・増進を図るため、多様な土地利用相互間の調和に配慮しながら、土地利用を計画的に行うものであり、区域の指定や変更は、基本方針に定める「農村用途区域の指定基準」に基づき行います。

平成11年2月には、共生ゾーン全域を一斉に指定し、区域の見直しは、必要に応じて里づくり協議会が策定した里づくり計画を反映して行っており、最終的に、共生ゾーン全域に里づくり協議会が策定した里づくり計画を反映した農村用途区域になることをめざしています。

また、農村用途区域内において土地利用行為を行おうとするものは、当該行為を着手する30日前までにその内容を市長に届け出ることとしている。届出の適否の判断は基本方針に定める「土地利用基準」に基づき行い、この基準に合致しないものについては勧告・公表を行うこととしています。

土地利用基準は、人と自然との共生ゾーン内において可能な土地利用を農村用途区域ごとに分類して示すものであり、各農村用途区域内での土地利用を①誘導すべき土地利用、②地域の実情に照らして、一定の条件を付けて認める土地利用、③認められない土地利用の3種類に区分しています。

土地利用条件としては、里づくり協議会の承認、里づくり計画への位置づけ、景観へ配慮した市長への協議等を定めています。この基準はこれらを市街化区域における用途地域の用途制限のように厳密に区分するものではなく、地域での活動（里づくり）が進み、地域で合意された土地利用計画に基づく土地利用については、原則、認めていくといった考え方を基本としています。

## (2) 美しい農村景観の保全・形成

農村景観は、地域住民の生活・伝統・文化・自然と結びついて、つくり上げられてきたものです。先人たちが長い時間をかけてつくり上げてきた景観を保全し、美しい景観をつくり上げようとする取り組みを行うことは、地域への愛着と誇りを高め個性のある地域づくりを進める上で貴重な役割を果たしています。

美しい景観とは、なによりも「住民が快適で、美しいと感じるながめ」であり、地域住民の主体的な取り組みがなければ、美しい景観を守り、つくり出すことはできません。

農村景観保全形成地域は、良好な農村景観の保全・形成を図る必要のある区域について指定します。地域の指定にあたっては、共生ゾーン内における農村景観の基本目標及び景観保全形成基準をあらかじめ基本方針に定めて行います。

## (3) 住民が主体となった里づくり

昭和40年代後半から昭和60年代前半にかけて、農業を中心とした住みよい環境づくりをめざして、旧村単位で「まちづくり計画」が策定されました。「まちづくり計画」では、農地整備の方向のほか、農業振興面、生活環境面、土地利用面での将来計画が定められ、これによってほ場整備が進捗するなどの大きな成果をあげました。

「里づくり計画」は、「まちづくり計画」の基本方向と実績を踏まえ、社会の変化、時代の変化、地域の実情に応じた計画として、地域住民の主体的な取り組みによる良好な営農環境と農村環境の保全を図るため策定します。具体的には、地域の活性化や土地利用や集落景観の保全・形成に対する考え方を反映、集約した計画であり、内容としては、計画の目標及び方針、農業振興計画、環境整備計画、土地利用計画、景観形成計画及び都市との交流計画等を定めるものです。

地域住民が主体となって地域振興計画をつくる過程を通して、また、計画を実践することによって、里づくり（農村の活性化）が達成されると考えており集落の将来像を考え、それを実現していくためには、住民一人一人が地域を点検し、実情を把握し、真剣に考え、みんなで話し合い、集落全体で取り組むことが重要です。

市は、独自事業として、里づくり計画策定支援のアドバイザー派遣、里づくり計画の実施に対する里づくり支援事業を設け、取り組みを支援しています。

#### (4) 地域の個性を發揮した農村定住起業の展開

平成14年7月に、人と自然との共生ゾーン内での地区計画制度の活用指針として「新田園コミュニティ計画指針」を策定し、里づくり計画を通して地域の活性化に地域ぐるみで取り組む集落を支援する1つの手法としてきました。しかしながら、制度運用を開始してからこれまで、同地区計画の実績は、1地区にとどまっています。

農業・農村地域の個々の集落が持っている実情や特徴に応じた里づくりを、行いやすくてできるよう制度を見直し、より使いやすいものとしていくために、区域設定などより柔軟で、きめ細かい対応を行うこととします。

また、全国的に田園回帰といったことが言われ、近年のライフスタイルの多様化などにより、農業・農村地域への移住に興味を示す都市住民が増加し、「移住・定住」や「就農」への希望に加え、「地域資源を活用した起業」の取り組みが増えてきています。

これからは、地域の担い手確保及び地域資源の活用といった観点からは、農業・農村地域での暮らしを希望してU I J ターンする都市住民や地域の産業振興が期待できる起業家等に空き家をあっせんし、地域の活力を取り戻すだけでなく、地域資源を活用して地域食材の提供や特産品の開発といった、食による地域振興等の取り組みも重要となってきます。

そこで、農村定住起業に関する基本的な考え方や立地可能となる施設用途等を定める「農村定住起業計画指針」を新たに策定します。これに基づき、里づくり協議会が農村定住起業計画を策定し、市長の認定を受けると、計画に位置づけられた既存住宅を農家レストラン・カフェ、体験民宿等に転活用する都市計画法の開発許可を受けることが可能となります。

このように、人口減・高齢化社会が差し迫ったなかで、農業・農村地域に人口を確保し、地域を活性化していくための振興策・支援策及び規制緩和の方策に重点を置いて進めていきます。

## 第4章 計画の実現に向けて

### 1 実現に向けた役割

#### (1) 地域住民の役割

① 全ての地域住民は、人と自然との共生ゾーンの持つ多面的な機能の維持、創出と活力と魅力にあふれた快適農村空間形成の主体であることを自覚し、次に掲げる取り組みを行います。

ア 里づくり協議会への積極的参加

イ 里づくり計画の策定と里づくり事業の推進による農村環境の維持、向上

ウ 都市住民との交流の推進

エ 移住・定住者への地域ぐるみでの支援

② 農業者は、農業が「新鮮で安全な農産物の供給」、「自然と緑の保全管理」などの多様な機能を果たす産業であり、自らがその担い手であることを自覚し、次に掲げる取り組みを行います。

ア 積極的な農業経営及び持続的農業の推進

イ 農業を通じた消費者との交流の推進

ウ 新規就農者等の見守り

#### (2) 都市住民の役割

都市住民は、日常生活における、「新鮮で安全な農産物の供給」、「憩いと安らぎの場の提供」など農業・農村の持つ多面的な機能の重要性を十分理解し、地域住民とのふれあいを進め、里づくりに積極的に協力するため、次に掲げる取り組みを行います。

① 農業・農村の重要性の理解

② 地域住民との交流などを通じた里づくり事業の支援

③ 里づくりや農村に関する積極的な情報発信

④ 地域資源を活用した移住・定住や起業

#### (3) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動が地域社会に様々な影響を及ぼすことを自覚し、自主的な活動を通じて、里づくりに積極的に協力するため、次に掲げる取り組みを行います。

① 地域住民・市への事業活動の情報提供

② 農村環境に配慮した事業活動の実施

③ 里づくり活動への積極的な参加・支援

④ 専門家（計画策定及び計画実現・事業化に向けた支援等）の積極的な参画・支援

#### (4) 市の役割

市は、地域住民の主体的な里づくりのパートナーとしての役割を果たすとともに、市が責任を持つべき分野については、先導的・創造的な行政を展開するため、次に掲げる取り組みを行います。

① 里づくりの推進のため積極的な支援

② 国・県に対する積極的な提言と支援の要請

③ 大学・関係業界・消費者組織との連携の強化

④ 里づくり・農業・農村についての情報の収集・発信

## 2 計画の実現をめざして

豊かな緑、心なごむ水辺、美しい農村などを保全し、海と山に囲まれた美しい神戸の自然環境を守り、育て、より良いものにして次世代に引き継いでいきたいと私たちは考えています。

豊かな自然環境とともに良好な農地が保全され、活力ある農業が展開され、地域の人々が住みやすく活気のある里づくりが進められることを通じて、里が里らしく、里山が里山らしくなり、さらに、都市住民とふれあいの中で、ともに歓びを分かちあえる快適な農村環境が創造されます。

また、農業・農村地域の保全と活用をさらに進め、住み・働き・学び・憩い・遊ぶ場として、空間的・時間的な魅力を感じることでできる質の高い都市づくりに努めることが大切です。

里づくりにより、活力と魅力にあふれた快適な農村空間を形成し、神戸の都市の魅力を発信し、「世界とふれあう市民創造都市」の実現をめざしていきます。